

# 岐阜県公報

## 目次

### 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	一
岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一

## 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の九の見出し中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同条中「第三十四条の十五第一項」を「第三十四条の十八第一項」に、「家庭的保育事業開始届」を「病児保育事業開始届」に改める。

第十九条の十の見出し中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同条中「第三十四条の十五第二項」を「第三十四条の十八第二項」に、「家庭的保育事業変更届」を「病児保育事業変更届」に改める。

第十九条の十一の見出し中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同条中「第三十四条の十五第三項」を「第三十四条の十八第三項」に、「家庭的保育事業廃止(休止)届」を「病児保育事業廃止(休止)届」に改める。

第二十二条中「第五十条第六号の三」を「第五十条第六号の二」に改める。  
別記第三十五号様式の十三及び別記第三十五号様式の十四を次のように改める。

(表) 病児保育事業開始届

開始しようとする事業	種別	
	提供する便宜等の内容	
営業者 (法人)	氏名 (名称)	
	住所 (事務所の所在地)	
事業の運営方針		
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
		人
		人
主な職員の氏名及び経歴	氏名	経歴
事業を行おうとする区域	名称	
	種類	
事業の用に供する施設	所在地	
	利用定員	
建物その他の設備の規模及び	規模	
	構造	
事業開始の予定年月日		

上記のとおり病児保育事業を開始しますので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業経営者  
住所 (主たる事務所の所在地)  
氏名 (名称)

岐阜県知事 様

添付書類

- 1 市町村の場合は条例、要綱等、法人の場合は定款その他の基本約款
- 2 収支予算書 (インターネットを利用して内容を閲覧できる場合は、当該ホームページのURLを報告すること。)
- 3 事業計画書 (インターネットを利用して内容を閲覧できる場合は、当該ホームページのURLを報告すること。)
- 4 建物その他の設備の規模及び構造が分かる図面
- 5 その他知事が必要と認める書類

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは、用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成すること。
- 2 「営業者」欄には、当該事業を営業者が個人である場合はその者の氏名及び住所を、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合はその名称及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「事業の運営方針」欄には、当該事業を営業者として考えることを明確に記入すること。
- 4 「主な職員の氏名及び経歴」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者をいうものであること。
- 5 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて事業を行う者にあつては、事業を行おうとする区域のほか「委託元」として委託に係る当該市町村の名称を併せて記入すること。

第35号様式の14 (第19条の10関係) 病児保育事業変更届

提供する便宜等の内容	氏名(名称)		業務	内容	職員の数
	(法人) 住所 (事務所の所在地)				
経営者 (法人)					
事業の運営方針					
職員の職種					
主な職員の氏名及び経歴	氏名		経歴		合計
事業を行うおとす区域					
事業の用に供する施設	名称				
	種類				
建物その他の設備の規模及び	所在地				
	利用定員				
事業内容変更予定年月日					

上記のとおり病児保育事業の内容を変更しますので、児童福祉法第34条の18第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業経営者 住所(主たる事務所の所在地) 氏名(名称) 様

岐阜県知事 様

- 備考
- 1 変更が生ずる部分のみにつき記入すること。
  - 2 その他開始届に準じて作成すること。

児童福祉法第19条第10号「家庭の保育事業廃止(休止)届」や「病児保育事業廃止(休止)届」

「現に便宜を受けている乳幼児に対する措置」

「現に便宜を受けている児童に対する措置」

「第34条の15第3項」や「第34条の18第3項」

「氏名(名称)」や「氏名代表者氏名」

「第19条の10」

備考 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは、用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成すること。

届 出

「の取組」

岐阜県知事 田 藤

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 田 藤

岐阜県規則第十四号

岐阜県知事 田 藤

第六条を削り、第七条を第十一條とする。

第五条第一項中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に、「別記第四号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条第二項中「第七条」を「第二十九条」に改め、「規定により」を削り、同条第三項中「第七条」を「第二十九条第二号」に改め、「規定により」を削り、同項第四号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「第七条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、「規定により」を削り、同条を第十条とする。

第四条第一項中「第七条第一項」を「第二十九条第一項及び施行規則第十五条第二項」に、「別記第三号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条第二項中「第六条第一号」を「第二十八条第一号」に改め、「次の」の下に「各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一号」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三条第一号ロ②」を「第三条第一号ロ」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第三条第四号」を「第三条第三号」に、「規定する認可外保育施設型認定」も園である認可外保育施設を「掲げる保育機能施設型認定」も園である保育機能施設に、「認可外保育施設の」を「保育機能施設の」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第六条第二号」を「第二十八条第二号」に改め、同条を第九条とする。

第三条の見出し中「認定」を「保育所型認定」も園の認定」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の四条を加える。

(幼保連携型認定こども園の設置の届出及び認可の申請)

第五条 法第十六条及び法第三十四条第三項の規定による設置の届出並びに法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、別記第三号様式により行うものとし、施行規則第十五条第一項に規定する添付書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為若しくは条例又はこれらに準ずる書類及び登記事項証明書（国又は地方公共団体が設置する施設を除く。）
- 二 第二条第二号から第九号までに掲げる書類

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出及び認可の申請)

第六条 法第十六条の規定による廃止又は休止の届出及び法第十七条第一項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、別記第四号様式により行うものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出及び認可の申請)

第七条 法第十六条の規定による変更の届出又は法第十七条第一項の規定による変更の認可の申請は、別記第五号様式により行うものとし、施行規則第十八条に規定する添付書類のほか、変更前及び変更後の第五条第一号及び第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第八条 法第十九条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記第六号様式のとおりとする。第二条の見出しを「(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)」に改め、同条第五号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(公示の方法)

第二条 法第三条第九項及び法第七条第三項の規定による公示は、岐阜県公報への掲載又はインターネットの利用により行うものとする。

別記第一号様式中「第2条」を「第3条」に、「基づき、認定こども園の認定について」を「より、下記のとおり認定こども園の認定を」に

3 施設において保育する児童福祉法第39条第一項に規定する乳児又は幼児の数	合計		満3歳未満の者の数		満3歳以上の者の数
	人	人	人	人	人
4 施設において保育する3歳以下の子どもの数	合計		満3歳未満の者の数		満3歳以上の者の数
	人	人	人	人	人
5 認定を受ける施設の別(施行規則第4条の施設のうちから記載)	合計		満3歳未満の者に係る利用定員		満3歳以上の者に係る利用定員
	人	人	人	人	人

3 保育を必要とする子どもに係る利用定員	合計		満3歳未満の者に係る利用定員		満3歳以上の者に係る利用定員
	人	人	人	人	人

4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	合 計	
	満3歳未満の者に係る利用定員	満3歳以上の者に係る利用定員
5 認定を受ける施設の別（施行規則第8条第1号に掲げる施設のうちから記載）	人	人

  

8 教育及び保育の目標並びに主な内容	8 教育又は保育の目標及び主な内容	9 認定こども園が実施する子育て支援事業（施行規則第2条各号のうちから記載）	9 認定こども園が実施する子育て支援事業（施行規則第2条各号のうちから記載）
「教育又は保育の目標や理念 教育又は保育のねらい 教育又は保育の内容の概要」	「教育及び保育の目標や理念 教育及び保育のねらい 教育及び保育の内容の概要」	「9 認定こども園が実施する子育て支援事業（施行規則第2条各号のうちから記載）」	「9 認定こども園が実施する子育て支援事業（施行規則第2条各号のうちから記載）」

「第6号」回覧係要領中「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」及び「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に記載あり。  
 認定係川柳係係中「第3条」及び「第4条」に記載あり。  
 認定係川柳係係中「第5条」及び「第10条」並びに「認定された」及び「（認定・認可）された」並びに「第8条第1項」及び「第30条第1項」並びに「基づき、運営状況について」及び「より、下記のとおり運営の状況を」並びに

1 認定こども園の名称	合 計			
2 認定こども園の所在地	満3歳未満の者の数			
3 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数	乳児	幼児	満3歳以上の者の数	
	人	人	人	
4 施設において保育する3歳以上の子どもの数	合 計		満3歳以上の者の数	
	満3歳未満の者の数	満3歳以上の者の数	人	

  

1 施設の名 称	合 計			
2 施設 の 所 在 地	満3歳未満の者に係る利用定員			
3 保育を必要とする子どもに係る利用定員（報告日前日の定員）	乳児	幼児	満3歳以上の者に係る利用定員	
	人	人	人	
4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（報告日前日の定員）	合 計		満3歳以上の者に係る利用定員	
	満3歳未満の者に係る利用定員	満3歳以上の者に係る利用定員	人	

備考 第10条第3項及び第4項各号に掲げる事項を記載した書類を併せて提出すること。  
 「第6号」回覧係要領係川柳係係中「第4条」及び「第9条」並びに「次のとおり変更したいので、就提供の推進に関する法律第7条第1号により認定された認定こども園について」



第3号様式 (第5条関係)

幼保連携型認定こども園設置届出書 (認可申請書)

年 月 日

岐阜県知事 様

名 称  
代表者氏名  
住 所

第 1 6 条  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第17条第1項 の規定により、  
第34条第3項

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置を届け出ます。  
の認可を申請します。

記

1 施設の名称				
2 施設の所在地				
3 保育を必要とする子どもに係る利用定員	合 計	満3歳未満の者に 係る利用定員		満3歳以上の者に 係る利用定員
		乳児	幼児	
	人	人	人	人
4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	合 計	満3歳未満の者に 係る利用定員		満3歳以上の者に 係る利用定員
	人	人		人
5 施設の別 (施行規則第8条第1号に掲げる施設のうちから記載)				
6 認定こども園の名称				
7 認定こども園の長となるべき者の氏名				
8 教育又は保育の目標及び主な内容	教育又は保育の目標や理念			
	教育又は保育のねらい			
	教育又は保育の内容の概要			
	開園日数			
	開園時間			
9 認定こども園が実施する子育て支援事業 (施行規則第2条各号に掲げる事業のうちから記載)				
10 事業開始予定年月日	年 月 日			

備考 この様式中「施行規則」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)」をいう。

第 4 号様式 (第 6 条関係)

幼保連携型認定こども園 (廃止・休止) 届出書  
認可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

名 称  
代表者氏名  
住 所

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 1 6 条 の規定により、  
第17条第 1 項  
下記のとおり幼保連携型認定こども園の (廃止・休止) を届け出ます。  
の認可を申請します。

記

対象となる幼保連携型認定こども園の名称及び所在地  
名称  
所在地

第5号様式 (第7条関係)

届出書  
認可申請書  
幼保連携型認定こども園の設置者の変更

年 月 日

岐阜県知事 様

変更前の設置者 名 称  
代表者氏名  
住 所  
変更後の設置者 名 称  
代表者氏名  
住 所

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 1 6 条  
第17条第1項 の規定により、

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置者の変更  
を届け出ます。  
の認可を申請します。

記

(変更前)

1 施設の名称				
2 施設の所在地				
3 保育を必要とする子どもに係る利用定員	合 計	満3歳未満の者に係る利用定員		満3歳以上の者に係る利用定員
		乳児	幼児	
	人	人	人	人
4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	合 計	満3歳未満の者に係る利用定員		満3歳以上の者に係る利用定員
		人	人	
	人	人	人	
5 認定こども園の長となるべき者の氏名				
6 教育又は保育の目標及び主な内容	教育又は保育の目標や理念			
	教育又は保育のねらい			
	教育又は保育の内容の概要			
	開園日数			
	開園時間			
7 認定こども園が実施する子育て支援事業(施行規則第2条各号に掲げる事業のうちから記載)				

( 変更後 )

1 施設の名称				
2 施設の所在地				
3 保育を必要とする子どもに係る利用定員	合 計	満3歳未満の者に係る利用定員		満3歳以上の者に係る利用定員
		乳児	幼児	
	人	人	人	人
4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	合 計	満3歳未満の者に係る利用定員		満3歳以上の者に係る利用定員
	人	人		人
5 認定こども園の長となるべき者の氏名				
6 教育又は保育の目標及び主な内容	教育又は保育の目標や理念			
	教育又は保育のねらい			
	教育又は保育の内容の概要			
	開園日数			
	開園時間			
7 認定こども園が実施する子育て支援事業(施行規則第2条各号に掲げる事業のうちから記載)				

備考

- この様式中「施行規則」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)」をいう。
- 添付書類について、変更前及び変更後の書類が同一のものとなる場合は、その旨を変更前の書類に明記することにより、変更後の書類の添付を省略することができる。

第6号様式 (第8条関係)

(表)

身分証明書

第 号  
年 月 日交付

所 属  
氏 名

上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

岐阜県知事

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律 (抜粋)

(報告の徴収等)

第19条 都道府県知事 (指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園 (都道府県が設置するものを除く。) については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。) は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 略

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則 (平成十八年岐阜県規則第百八十八号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「場合とは」を「場合は」に、「認可外保育施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に、「取組み」を「取組」に改め、同条第二項中「場合とは」を「場合は」に、「認可外保育施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に、「取組み」を「取組」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第八條第四項ただし書の規則で定める場合は、保育所型認定こども園又は保育機能施設型認定こども園の屋外遊戯場が次に掲げる要件を満たすと認められる場合であつて、当該保育所型認定こども園又は保育機能施設型認定こども園の付近にある適当な場所に代えることとなる。

第四条第二項を次のように改める。

2 条例第八條第五項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、

- 一 満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、次に掲げる要件を満たす場合であつて、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うとき。
- イ 当該認定こども園が調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなかつた。
- ロ 当該認定こども園にあり、その管理者が、

衛生、栄養等の観点から業務上必要な注意を果たすことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

八 当該認定ことも園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮がされること。

二 調理業務の受託者が、認定ことも園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生、栄養等の観点から調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

ホ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供をすることともに、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ヘ 食を通じた子どもの健全育成の観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するに必要の調理設備を備えているとき。

二 幼稚園型認定ことも園における食事の提供について、当該幼稚園型認定ことも園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合であって、そのために必要な調理設備を備えているとき。

第五条第一項第一号中「の相違」を削り、「就学前」を「小学校就学前」に改め、同項第二号中「就労状況等の生活様式」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に改め、同項第三号中「短時間利用児」を「満三歳以上の子どもであって一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）」に、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同項第四号中「子どもの養育に関する能力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同条第二項第二号中「短時間利用児」を「教育時間相当利用児」に、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同条第四号中「同一学年の子どもで編成される」を削り、「に満たない」を「未滿の」に、「子どもの発達の状況の相違」を「発達の状況」に、「努める」を「考慮する」に改め、同条第三項第一号中「満三歳に満たない子どもを含む」を「小学校」に改め、「子どもが利用するため」を削り、「に満たない子どもについては」を「未滿の子どもについては」に、「集団による活動の充実、異なる年齢の子どもによる交流等が図られるものとする」を「同一学年の子どもで編成される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう配慮する」に改め、同項第二号中「にかんがみ、地域、家庭」を「を踏まえ、家庭、地域」に、「の観点から」を「を確保

するため」に、「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第四項第二号中「年齢の相違等」を「年齢の違いなど」に、「家庭環境の相違等」を「家庭環境等」に、「に満たない」を「未滿の」に改め、同項第三号中「連携協力」を「連携及び協力」に改め、同項第四号中「一つの施設で」を「共に」に改め、同項第七号中「取組み」を「取組」に改め、同項第九号中「相違」を「違い」に改め、同項第十号中「子どもの」を削り、「図られるよう留意する」を「図られる」に改め、同項第十二号中「生活様式」を「生活形態」に改め、同条第五項第二号中「小学校教育との連携及び小学校教育への円滑な移行においては」を削り、「小学校との」を「小学校等との」に改め、同項第三号中「すべての」を「全ての」に、「と」を「又は」とし、「を」を「又は」とし、「に改める」。

第六条第四号中「子どもの養育に関する能力」を「子育てを自ら実践する力」に、「これ」を「研修」に、「研修の機会」を「機会」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社